

第 3 章

施策課題及び事務事業の取組

第3章 施策課題及び事務事業の取組

1 平成21年度 施策評価結果

新総合計画の7つの基本政策に位置付けられている264の施策課題について、平成21年度における課題解決に向けた成果の把握を行った結果、すべての施策課題について、一定の成果が上がっており、実行計画を着実に推進することができました。

一方、一定の成果が上がっている中で、新たな課題等が生じているものの、現在の取組を継続していくことで対応できる施策課題が、124(264の施策課題に占める割合が47.0%)あったほか、新たな課題が生じており、取組の改善が必要な施策課題が8(同3.0%)あり、今後、社会経済状況等の動向や新たなニーズを踏まえ、事務事業の精査や見直しを行い、残された課題解決に向けた新たな取組など柔軟かつ的確な対応が必要となっています。

市では、「川崎再生ACTIONシステム」により、施策課題を評価する「施策評価」及び個々の事務事業の進捗状況を把握する「事務事業総点検」を実施し、新総合計画の進行管理を行っています。

施策評価では、264の施策課題について、「市民の視点で検証し、市民への説明責任を果たしていく」ことを基本として、個々の事務事業を推進することで得られた成果や社会環境の変化による新たな課題等の把握を行いました。その結果は、図表3-1のとおりです。

＜図表3-1 評価区分別 評価結果＞

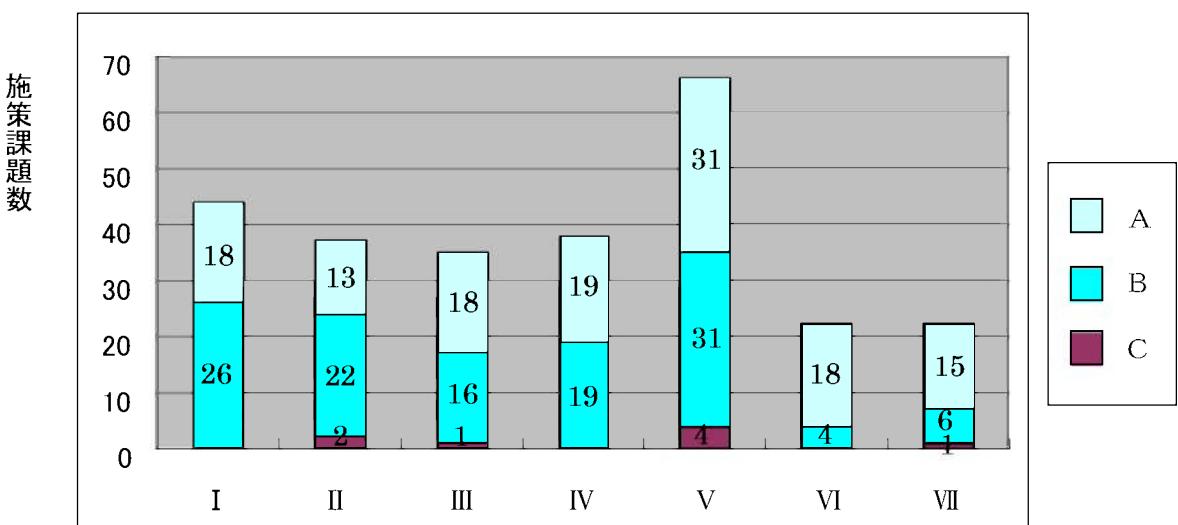
評価区分	内 容	施策課題数	構成比
A	目標に向かって順調に課題解決が図られているもの (この区分に該当するケース) ●「施策の目標」の実現を阻害するような新たな課題や残された課題等ではなく、「施策の目標」に向かって順調に進捗している場合	132	50.0%
B	目標に向かって一定の成果が上がっているもの (新たな課題等が生じているものの、現在の取組を継続していくことで対応できるもの) (この区分に該当するケース) ●新たな課題や残された課題等があるが、「施策の目標」の実現に向けて、今後も現在の取組を継続していくことで対応できる場合		
C	課題解決が不十分で取組の改善が必要なもの (一定の成果はあるものの、新たな課題等が生じており、取組の改善が必要なもの) (この区分に該当するケース) ●新たな課題や残された課題等があり、「施策の目標」の実現に向けて、計画の見直しや取組の改善が必要な場合	8	3.0%
D	課題解決が図れていないため、抜本的な見直しが必要なもの (この区分に該当するケース) ●前提としていた諸条件（法制度等）が大きく変化し、取組内容の抜本的な見直しを行わなければ、「施策の目標」の実現が困難な場合		
合 計		264	100%

また、新総合計画の7つの基本政策別にまとめた評価結果は図表3-2及び図表3-3のとおりとなっています。

＜図表3-2 基本政策別 評価結果＞

	I 安全で快適に暮らすまちづくり	II 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり	III 人を育て心を育むまちづくり	IV 環境を守り自然と調和したまちづくり	V 活力にあふれ躍動するまちづくり	VI 個性と魅力が輝くまちづくり	VII 参加と協働による市民自治のまちづくり	合 計
A 目標に向かって順調に課題解決が図られている施策課題	18 40.9%	13 35.1%	18 51.4%	19 50.0%	31 47.0%	18 81.8%	15 68.2%	132 50.0%
B 目標に向かって一定の成果が上がっている施策課題	26 59.1%	22 59.5%	16 45.7%	19 50.0%	31 47.0%	4 18.2%	6 27.3%	124 47.0%
C 課題解決が不十分で取組の改善が必要な施策課題	0 —%	2 5.4%	1 2.9%	0 —%	4 6.0%	0 —%	1 4.5%	8 3.0%
D 課題解決が图れていないため、抜本的な見直しが必要な施策課題	0 —%	0 —%	0 —%	0 —%	0 —%	0 —%	0 —%	0 —%
合 計	44 100%	37 100%	35 100%	38 100%	66 100%	22 100%	22 100%	264 100%

＜図表3-3 基本政策別 評価結果（グラフ）＞



7つの基本政策

2 平成 21 年度 事務事業の達成状況

市が行っている 1,536 のすべての事務事業等について、平成 21 年度における事業目標の達成状況の把握を行った結果、7 つの基本政策に位置付けられ、施策課題の目標実現のための手段である 902 の事務事業では、社会経済環境の変化や関係機関等との調整に日時を要したことなどにより、「目標を下回った」ものが 18 (902 の事務事業に占める割合が 2.0%) ありましたが、「目標を達成」したものが 823 (同 91.2%) となっており、概ね順調に進捗しています。

一方、鹿島田駅周辺地区整備事業や生田緑地調整事業など、事業を取り巻く環境の変化等により、「目標を変更した」事務事業について、「変更後の目標を達成」したもののが 57 (同 6.3%)、「変更後の目標を下回った」ものが 4 (同 0.4%) となっています。

また、政策の執行を支えるその他の事務事業等では、634 の事務事業等のうち「目標を達成したもの」が 633 (634 の事務事業に占める割合が 99.8%)、「目標を下回った」ものが 1 (同 0.2%) となっています。

市の事業は、新総合計画の 7 つの基本政策に位置付けられ、施策課題の目標を実現するための手段である 902 の事務事業と政策の執行を支えるその他の事務事業等 634 の事業からなっています。これらすべての事務事業等について、平成 21 年度における事業目標の達成状況を 5 段階の区分で評価しました。

新総合計画の 7 つの基本政策に位置付けられた 902 の事務事業の達成状況は、図表 3-4、図表 3-5 及び図表 3-6 のとおりです。

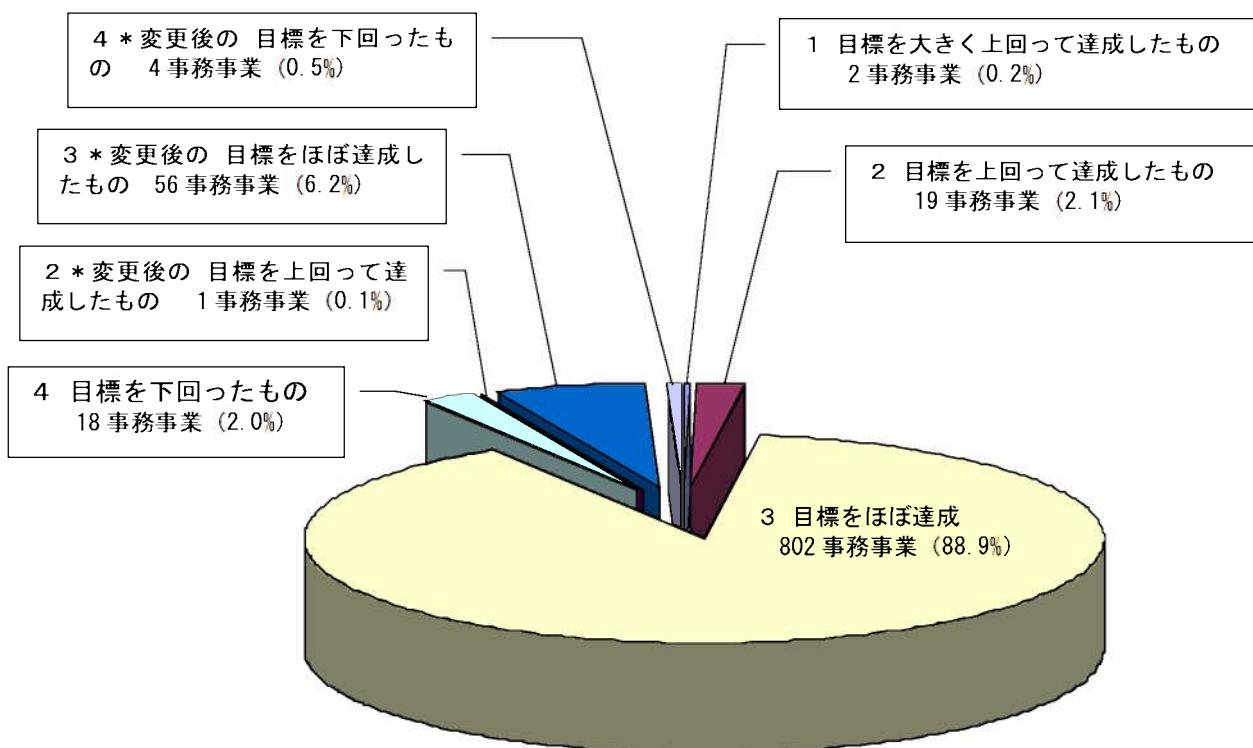
<図表 3-4 基本政策に位置付けられた事務事業の達成度区分別 評価結果>

達成度区分	内 容	事務事業数	構成比
1	目標を大きく上回って達成 (この区分に該当するケース) ●目標に明記した期日よりも相当早く達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに大きく貢献した。●目標に明記した内容よりも相当高い水準であった。●目標に明記した数値を大きく上回った。	2	0.2%
2	目標を上回って達成 (この区分に該当するケース) ●目標に明記した期日よりも早めに達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに貢献した。●目標に明記した期日どおり達成し、明記した内容よりも高い水準であった。●目標に明記した数値を上回った。	19	2.1%
3	目標をほぼ達成 (この区分に該当するケース) ●目標に明記した期日、内容どおりに達成した。●途中で多少の遅れはあったものの、最終期限には間に合う形で、目標に明記した内容どおりに達成した。●目標に明記した数値とほぼ同じであった。●概ね適正に処理し、業務遂行に支障がなかった。	802	88.9%
4	目標を下回った (この区分に該当するケース) ●目標に明記した内容は達成したが、期日が遅れた。●目標に明記した期日どおりであったが、明記した内容に満たない水準であった。●目標に明記した数値を下回った。	18	2.0%
5	目標を大きく下回った	0	-%

(この区分に該当するケース) ●目標に明記した期日よりも遅れ、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく下回った。		
小 計	841	93.2%
2 * 変更後の目標を上回って達成	1	0.1%
(この区分に該当するケース) ●変更後の目標に明記した期日よりも早めに達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに貢献した。●変更後の目標に明記した期日どおり達成し、明記した内容よりも高い水準であった。●変更後の目標に明記した数値を上回った。	57 (6.3%)	
3 * 変更後の目標をほぼ達成	56	6.2%
(この区分に該当するケース) ●変更後の目標に明記した期日、内容どおりに達成した。●変更後の途中で多少の遅れはあったものの、最終期限には間に合う形で、目標に明記した内容どおりに達成した。●変更後の目標に明記した数値とほぼ同じであった。●変更後の概ね適正に処理し、業務遂行に支障がなかった。		
4 * 変更後の目標を下回った	4	0.5%
(この区分に該当するケース) ●変更後の目標に明記した内容は達成したが、期日が遅れた。●変更後の目標に明記した期日どおりであったが、明記した内容に満たない水準であった。●変更後の目標に明記した数値を下回った。		
小 計	61	6.8%
合 計	902	100%

(注) 達成度区分に「*」が付いているものは、「平成 21 年度目標」を変更したものとなります。

<図表 3－5 基本政策に位置付けられた事務事業の達成度区分別 評価結果（グラフ）>



＜図表3－6 基本政策に位置付けられた事務事業の基本政策別 評価結果＞

	I 安全で快適 に暮らすまち づくり	II 幸せな暮ら しを共に支え るまちづくり	III 人を育て心 を育むまちづ くり	IV 環境を守り 自然と調和し たまちづくり	V 活力にあふ れ躍動するま ちづくり	VI 個性と魅力 が輝くまちづ くり	VII 参加と協働に よる市民自治の まちづくり	合 計
1 目標を大きく 上回って達成	0 —%	0 —%	0 —%	0 —%	1 0.6%	1 2.0%	0 —%	0 0.2%
2 目標を上回っ て達成	1 0.6%	2 1.1%	2 1.6%	2 1.5%	7 4.1%	2 4.1%	3 3.8%	19 2.1%
3 目標をほぼ 達成	152 89.9%	162 92.6%	118 92.9%	119 88.1%	142 84.0%	41 83.7%	68 87.2%	802 88.9%
4 目標を 下回った	4 2.4%	4 2.3%	0 —%	4 3.0%	5 3.0%	0 —%	1 1.3%	18 2.0%
5 目標を大きく 下回った	0 —%	0 —%	0 —%	0 —%	0 —%	0 —%	0 —%	0 —%
小 計	157 92.9%	168 96.0%	120 94.5%	125 92.6%	155 91.7%	44 89.8%	72 92.3%	841 93.2%
2 * 変更後の 目標を上回 って達成	0 —%	0 —%	1 0.8%	0 —%	0 —%	0 —%	0 —%	1 0.1%
3 * 変更後の 目標をほぼ 達成	11 6.5%	6 3.4%	6 4.7%	9 6.7%	13 7.7%	5 10.2%	6 7.7%	56 6.2%
4 * 変更後の 目標を下回 った	1 0.6%	1 0.6%	0 —%	1 0.7%	1 0.6%	0 —%	0 —%	4 0.4%
小 計	12 7.1%	7 4.0%	7 5.5%	10 7.4%	14 8.3%	5 10.2%	6 7.7%	61 6.8%
合 計	169 100%	175 100%	127 100%	135 100%	169 100%	49 100%	78 100%	902 100%

(注) 達成度区分に「*」が付いているものは、「平成21年度目標」を変更したものとなります。

また、政策の執行を支えるその他の事務事業等の達成状況は、図表3－7のとおりです。

＜図表3－7 政策の執行を支えるその他の事務事業等の達成度区分別 評価結果＞

達成度区分	内 容	事務事業数	構成比
1	目標を大きく上回って達成 (この区分に該当するケース) ●目標に明記した期日よりも相当早く達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに大きく貢献した。●目標に明記した内容よりも相当高い水準であった。●目標に明記した数値を大きく上回った。	0	-%
2	目標を上回って達成 (この区分に該当するケース) ●目標に明記した期日よりも早めに達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに貢献した。●目標に明記した期日どおり達成し、明記した内容よりも高い水準であった。●目標に明記した数値を上回った。	8	1.2%
3	目標をほぼ達成 (この区分に該当するケース) ●目標に明記した期日、内容どおりに達成した。●途中で多少の遅れはあったものの、最終期限には間に合う形で、目標に明記した内容どおりに達成した。 ●目標に明記した数値とほぼ同じであった。●概ね適正に処理し、業務遂行に支障がなかった。	625	98.6%
4	目標を下回った (この区分に該当するケース) ●目標に明記した内容は達成したが、期日が遅れた。●目標に明記した期日どおりであったが、明記した内容に満たない水準であった。●目標に明記した数値を下回った。	1	0.2%
5	目標を大きく下回った (この区分に該当するケース) ●目標に明記した期日よりも遅れ、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく下回った。	0	-%
合 計		634	100%

3 施策評価結果等を踏まえた取組

平成 21 年度における施策課題の評価結果及び事務事業の達成状況は、平成 20 年度に実施した施策評価及び事務事業総点検の結果を踏まえ、61 の事務事業の見直しを行い、平成 21 年度の目標を変更したことなどにより、概ね順調となっていますが、一方で、高齢者の多様な居住環境の整備、多様な保育の充実、戦略的な産業立地の誘導などの施策課題において、社会環境等の変化により、施策課題の解決に向けて取組の改善が必要となっています。

また、介護サービスの基盤整備事業、鹿島田駅周辺地区整備事業などの事務事業において、新たな課題への対応や関係機関との調整等に日時を要したことなどにより、事業目標を下回ることとなりました。

市では、こうした評価の結果について、平成 22 年度以降の施策・事業の方向性や取組内容へと反映し、地域課題の解決に向けた取組を進めています。

基本政策ごとに、施策評価結果等を踏まえた平成 22 年度の主な取組及び主な施策課題の評価結果を示すと、次のとおりです。

基本政策 I 安全で快適に暮らすまちづくり

[平成 22 年度の主な取組]

新型インフルエンザ対策の検証を踏まえた医療体制等の整備、対応マニュアルの策定、発熱外来資機材等の確保などを検証し、危機管理体制の強化に向けた取組を推進とともに、防犯、防災対策の取組の強化、救急医療体制の充実など、市民の日々の暮らしにおける安全・安心の確保に向けて、取組を進めていくこととしました。

また、鉄道駅や公共交通機関などにおけるバリアフリー化を推進するとともに、新たな自転車等駐車場の整備や放置禁止区域の指定、拡大など自転車等の利用環境の整備を進めることとしました。

[主な施策課題の評価結果]

施策課題名・施策CD	残された課題・新たな課題・社会環境の変化	平成 22 年度の取組や今後の方向性	評価区分
救急医療体制づくりの推進 11202000	●総合周産期母子医療センターの運用状況を勘査しながら適切な支援を行なっていく必要があります。	●総合周産期母子医療センターの運用状況を勘査しながら、適切な支援を行ないます。 ●平成22年度中に川崎DMAT指定病院を新たに1病院指定し、3病院体制を確立し、川崎DMATの隊員層を厚くするため、指定病院を対象とした隊員養成研修を継続して実施します。	B
感染症の発生と拡大防止に向けた対策の推進 11302000	●新型インフルエンザの経験を踏まえた検証と新たな強毒性の新型インフルエンザの発生に備えた対策の推進が必要になっています。	●新型インフルエンザ対策の検証を踏まえた各種マニュアル等の作成、抗インフルエンザウイルス薬等の必要資機材の確保等の新たな強毒性の新型インフルエンザの発生に備えた体制の整備、研修・訓練等により、危機管理体制の強化及び意識の向上を図っていく必要があります。	B
危機管理体制の整備強化 12101000	●様々な危機事象に迅速に対応することが求められる危機管理体制については、初動期の対応力強化のため、抜本的な見直しが必要です。	●策定した避難実施マスターマニュアルの検証等を目的とする国民保護実動訓練を実施し、マニュアルの見直しを行うとともに、更なる対応能力の向上を目指します。	B
災害に備える取組の推進 12201000	●地震被害想定調査の結果を踏まえ、地域防災計画(震災対策編)の見直しを行う必要があります。 ●引き続き、備蓄倉庫の未設置である中学校に、備蓄倉庫を設置していく必要があります。 ●小・中学校の改築又は大規模改修による耐震化を今後も計画的に進める必要があります。	●地域防災計画(震災対策編)の見直しを行います。 ●計画的に地域防災拠点である中学校への備蓄倉庫設置を進めます。 ●小・中学校の改築又は大規模改修による耐震化について、改築2校、大規模改修5校に着手予定です。	B
市民・企業・行政の協働による防災体制の充実 12202000	●災害時要援護者避難支援制度は、実際の避難支援に即した訓練を行うなどして各支援組織の支援体制の向上が必要です。	●災害時要援護者に対する避難支援の新たな手法や方法の検討、避難支援訓練の実施などにより、災害時要援護者避難支援制度のより一層の充実化を図ります。	B
バリアフリー化の推進 14101000	●公共的施設について、より多くの施設がバリアフリー化されるよう、福祉のまちづくり条例の考え方についての普及・啓発が必要です。	●交通事業者などの関係機関と協議・調整を行い、鉄道駅及び公共交通機関などにおいてバリアフリー化を推進します。	B
自転車等の放置防止対策の推進 14401000	●自転車利用台数に対して駐輪場収容台数が足りない駅においては、今後も駐輪場整備が必要です。 ●放置禁止区域未指定の駅においては、指定に向けた取組が求められています。	●引き続き、駐輪場の整備に取り組み、利用者の利便性の向上を図るとともに、放置禁止区域の拡大を図り、放置自転車の削減に努め、歩行者等の安全性の向上を図ります。	B

基本政策Ⅱ 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

[平成22年度の主な取組]

誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせる地域福祉社会の構築に向けて、特別養護老人ホームなどの、居住環境の整備を推進するとともに、総合的な相談窓口である地域包括支援センターの機能の充実や効果的な介護予防を進めることとしました。

また、障害者の日常生活を支援するため、在宅サービスの充実などに継続して取り組むとともに、相談支援の充実を図り、障害特性に応じたリハビリテーションや医療の専門的支援を提供するなど、障害者の自立と社会参加を促進することとしました。

一方、市内医療機関の人材確保、井田病院の新病院開院や北部医療圏域における病床整備に向けた取組を進めるなど、地域保健医療環境の充実を図ることとしました。

[主な施策課題の評価結果]

施策課題名・施策CD	残された課題・新たな課題・社会環境の変化	平成22年度の取組や今後の方向性	評価区分
介護相談支援機能の充実 21302000	●地域包括支援センターの着実な運営を図るため、今後も高齢者人口の増加による業務量の増加が見込まれることから、地域包括支援センターの機能強化のための検討が必要です。	●第4期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センターを平成22年度に、3箇所(宮前区に2箇所・幸区に1箇所)を増設し機能の充実を図ります。	B
高齢者の多様な居住環境の整備 21404000	●特別養護老人ホームの整備促進に向け、平成20年11月に策定した「特別養護老人ホーム整備促進プラン」に基づく取組を進めることができましたが、工事工程の遅れなどにより同プランの年次目標が未達であるなど、整備に向けた取組の改善を行う必要があります。	●平成20年11月に策定した「特別養護老人ホーム整備促進プラン」等に基づき、介護基盤の着実な整備の推進に向けて、現在整備を行っている地区に加え、新たに整備に着手する地域を含め、進捗管理を適切に行っていきます。	C
在宅サービスの充実 22201000	●居宅介護等の在宅サービスは、自立支援法に基づいて実施されておりますが、国において、自立支援法の廃止も含めて、障害福祉制度全般の見直しを検討していますので、国の動向等を注視していく必要があります。	●障害者の日常生活支援が円滑に行われるよう、居宅介護などの訪問系サービスや移動支援事業などの地域生活支援事業のサービス水準の維持を図っていきます。	B
日中活動の場の整備と充実 22202000	●日中活動系サービスの提供数については、引き続き、日中活動の場の整備を進める中で、提供数の増加に向けて取り組んでいきます。	●障害者の地域社会における自立と社会参加の促進が円滑に行われるよう、生活介護、就労継続支援、地域活動支援センターなどの日中活動の場で提供されるサービス水準の維持を図っていきます。	B
障害特性に応じた専門的支援と相談の提供 22301000	●各専門機関や地域生活支援センター、ピアサポートセンター等において在宅の精神障害者に対する相談支援や生活支援の充実を図り、精神障害者の自立や退院促進を推進する必要があります。 ●メンタルヘルス等精神保健福祉に関する問題が社会問題化しており、社会的ひきこもりなどの課題に対する取組や施策の更なる充実が必要となっています。	●関係機関の連携を強化し障害者に対する相談支援の充実を図るとともに、障害特性に応じたリハビリテーションや医療等の専門的支援を提供し、ピアサポートの活動に対する支援等を行っていきます。 ●精神保健福祉について、精神障害者や家族等に対する普及啓発活動や研修を行うなど施策の充実に努めます。	B
地域保健医療環境の充実と医療連携体制の構築 25101000	●北部医療圏域における病床整備については、本工事に着手できるよう関係法令に基づく許認可を受ける必要があります。	●北部医療圏域の病床整備計画については、今後本工事に着手することが見込まれることから、事業者からの事前相談等に対して必要な調整や指導等を行うほか、進捗状況報告書等により状況を把握し、円滑に工事が進行するよう必要な調整・指導等を行う必要があります。	B

基本政策Ⅲ 人を育て心を育むまちづくり

[平成 22 年度の主な取組]

社会経済状況の変化に対応するため策定された「保育緊急 5か年計画（改訂版）」に基づき、認可保育所の整備、認可外保育施設への支援などによる保育受入枠の拡充など増加する保育需要への対応を図るとともに、多様な保育サービスの提供に向けた取組を推進し、新たな保育基本計画の策定を実施することとしました。

また、子どもがすこやかに育つための環境づくりに向けて、学校施設の改築及び大規模改修を計画的に推進するとともに、地域子育て支援センターを拡充し、子育てに対する相談体制などの充実を図ることとしました。

[主な施策課題の評価結果]

施策課題名・施策CD	平成 21 年度の成果	平成 22 年度の取組や今後の方向性	評価区分
児童の健全な育成と居場所づくり 31201000	<ul style="list-style-type: none"> ●こども文化センターを利用しやすい施設とするため、施設整備計画に基づき 31 か所の床の改修をはじめ、壁、天井、屋上等の整備を実施しました。 ●わくわくプラザを過ごしやすい施設とするため、施設整備計画に基づき、プレハブ工法による狭い解消等、5か所の整備に加え、平成 22 年度に桜本と東桜本の統合により「さくら小学校」として使用する東桜本小学校わくわくプラザ室の整備を実施しました。 ●地域の実情に応じた子ども支援を展開するため、新たにこども文化センター 9 施設に「児童館型地域子育て支援センター」を設置し、あわせて 16 施設で実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設整備計画に基づき、こども文化センターの床の改修等を実施します。 ●わくわくプラザの狭い解消のため、施設整備を実施します。 ●児童館型地域子育て支援センターの拡充を図ります。 	A
義務教育施設等の計画的整備 32201000	<ul style="list-style-type: none"> ●安全な教育環境を確保するために、改築及び大規模改修による耐震化に着手しました。 ●快適な教育環境を提供するために、小・中学校の普通教室への冷房設置を行うとともに、学校トイレの環境改善のための改修を実施しました。 ●情報教育の推進を図るため、普通教室等への校内 LAN を整備するとともに、普通教室用コンピュータの整備を進めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●安全な教育環境を確保するために、未着手の改築及び大規模改修を計画どおり進め必要があります。 ●より多くの学校の教育環境を改善するため、学校トイレの改修を計画的に進める必要があります。 ●新学習指導要領の実施に向けて、多様な指導方法に対応できる学校施設設備の整備を行う必要があります。 	A

施策課題名・施策CD	残された課題・新たな課題・社会環境の変化	平成 22 年度の取組や今後の方向性	評価区分
多様な保育の充実 31103000	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 22 年 4 月の認可保育所の入所状況を踏まえ、認可保育所の整備、認可外保育施設への支援、多様な保育ニーズへの対応などについて検討を行い、認可・認可外保育所における保育受入枠の拡充や多様な保育サービスの提供などを行っていく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「保育緊急 5か年計画（改訂版）」に基づき、保育受入枠の拡充や多様な保育サービスの提供などを推進していくとともに、新たな保育基本計画の策定を実施してきます。 	C
地域における子育ての支援と拠点づくり 31102000	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における子育てを取り巻く環境が大きく推移する中で、必要とされる支援策も高度かつ多様化しているため、ニーズの把握にさらに努め、的確に施策に反映していくことが今後の課題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所併設型地域子育て支援センターを整備するとともに、こども文化センター活用型地域子育て支援センターを拡充します。 ●子育てに対する相談及び地域活動の支援等の環境づくりについても相談体制などの充実を図ってきます。 	B

基本政策IV 環境を守り自然と調和したまちづくり

[平成22年度の主な取組]

2012年度に予定されている環境総合研究所の開設を見据え、環境技術情報の収集・発信事業や、環境技術産学公民連携推進事業等を実践するとともに、ミックスペーパー分別収集の全市実施やその他プラスチック製容器包装のモデル収集実施などの循環型社会の構築に向けた取組を進めることとしました。

また、公園緑地の整備について、市民の貴重な財産である緑の保全と育成に向けて、富士見公園、等々力緑地、生田緑地の大規模公園緑地を核として、総合的・横断的な取組を進めることとしました。

[主な施策課題の評価結果]

施策課題名・施策CD	平成21年度の成果	平成22年度の取組や今後の方向性	評価区分
地球環境に配慮した行動の促進 41101000	<ul style="list-style-type: none"> ●「地球温暖化対策推進条例」の平成22年4月施行に向け、条例案を平成21年第4回定例会に提案し、可決しました。また、「地球温暖化対策地域推進計画」の改定について、環境審議会から答申を受け、計画の策定に向け、パブリックコメントの実施の準備作業を実施しました。 ●「CO2削減川崎モデル」に基づきライフサイクル全体でCO2削減に貢献している製品・技術を評価する制度を「低CO2川崎パイロットブランド'09」として創設するとともに、試行的に実施しました。初年度は9製品・技術を選定しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●条例施行に必要な執行体制を整備し、計画書・報告書制度を着実に運用しています。また、パブリックコメント等の手続を行いながら、計画策定の作業を進めています。 ●地球温暖化防止活動推進センター、推進員を加えた新たな推進体制の構築を目指します。 ●CO2削減川崎モデルのフォローアップを行い、ライフサイクル全体で評価する考え方の普及を図ります。試行実施を踏まえ、「低CO2川崎ブランド」の本格実施を目指します。 	A
計画的・科学的環境施策の推進 41302000	<ul style="list-style-type: none"> ●殷町3丁目地区先行土地利用エリア中核施設ゾーンに整備を図る(仮称)産学公民連携研究センターの施設機能として、環境総合研究所が位置づけられました。 ●地中熱利用空調システムの研究など6件の環境技術産学公民連携公募型共同研究の実施、「街区エネルギー環境制御システム(室温、外気温・湿度、風向などの街区の計測情報を同時に取り入れ、空調エネルギーを街区単位で制御するシステム)」の研究など国立環境研究所との共同研究など環境総合研究所での事業展開を見据え、環境技術の集積と情報の発信を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●殷町3丁目地区(神奈川口)中核施設の整備の一環として環境総合研究所の設備等の設計を行うとともに、環境技術情報の収集・発信事業や環境技術産学公民連携推進事業等を実践するなど、2012年度に予定される環境総合研究所の開設を見据えて事業を進めます。 ●地域環境の課題に関する調査研究とともに、ヒートアイランド・低炭素社会・地球環境に関する調査研究を国立環境研究所等との共同研究で進めます。 	A

施策課題名・施策CD	残された課題・新たな課題・社会環境の変化	平成22年度の取組や今後の方向性	評価区分
資源物の分別収集の推進 41202000	<ul style="list-style-type: none"> ●分別収集による資源化量の増加に向け、3Rを推進し、普通ごみとして排出されているものから資源となるものを分別品目として拡充していくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ●空き缶・空き瓶・ペットボトルなどの資源物の分別収集を適正に行うとともに、新たな品目の分別収集を実施できる収集体制の構築に取り組みます。特に、2011年1月にミックスペーパー分別収集の全市実施、その他プラスチック製容器包装のモデル収集実施に向けて、仕様書の検討や業者への説明会を開催し民間事業者へ委託します。 	B
地域特性を活かした特色ある公園緑地の整備 43201000	<ul style="list-style-type: none"> ●向ヶ丘遊園跡地の取組については、地権者による事業の進捗状況に影響を受けることが課題となっています。 ●計画策定の取組の中で、整備事業の執行方法や体制、予算について検証を行う必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●生田緑地の総合的な計画(生田緑地ビジョン)の検討を引き続き行い、周遊散策路等の整備を推進するとともに、向ヶ丘遊園跡地については花と緑の歴史を継承した良好なまちづくりと緑地の保全等に向けた取組を推進します。 	B

基本政策V 活力にあふれ躍動するまちづくり

[平成22年度の主な取組]

殿町3丁目地区においては、羽田空港再拡張化・国際化や連絡道路の検討状況等を踏まえ、神奈川口構想の実現に向けて、土地区画整理事業や「(仮称)再生医療・新薬開発共同研究センター」などの研究開発拠点の整備に取り組むこととしました。

小杉駅周辺地区については、新駅に係る施設整備を進めるとともに、駅周辺の再開発に向けた取組を進めるなど、都市拠点の整備については、関係機関等の協議を図りながら、それぞれの地区の特色を活かした魅力あるまちづくりに向けた取組を進めることとしました。

また、昨今の厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、中小企業の経営安定や雇用の支援に向けた取組などについて、充実・強化を図ることとしました。

[主な施策課題の評価結果]

施策課題名・施策CD	平成21年度の成果	平成22年度の取組や今後の方向性	評価区分
川崎殿町・大師河原地域の拠点整備 54202000	<ul style="list-style-type: none"> ●殿町3丁目地区の研究開発拠点形成に係る土地利用誘導について、第1期施設として「(仮称)再生医療・新薬開発共同研究センター」の平成22年度中の着工～完成に向け、関係機関等との協議・調整を行いました。併せて第2期施設となる(仮称)産学公民連携研究センターについても、施設機能の整理等について検討を進めました。 ●基盤施設整備については、平成24年度中の基盤施設整備を目指し、今年度「殿町3丁目地区地区計画」を都市計画決定するとともに、土地区画整理事業については、地権者と協議・調整を進め、事業認可を取得しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●土地区画整理事業などの基盤整備事業や土地利用誘導などについては、2010年10月の羽田空港再拡張・国際化や今後のハブ空港化の動向、連絡道路の検討状況などを踏まえ、関係地権者及び関係機関等と連携を図り、協議・調整を行いながら、引き続き取組を進めます。 	A
小杉駅周辺地区の整備 55102000	<ul style="list-style-type: none"> ●新駅は、3月13日に開業し、交通広場や駐輪場などの関連基盤整備についても新駅開業にあわせ供用開始しました。 ●東街区は、権利変換計画変更認可に至りませんでしたが、事業計画変更の手続きに着手しました。3丁目中央地区は、組合設立認可を取得し、権利変換計画認可に向けた調整を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●最終形の完成に向け、引き続き新駅本体部及び連絡通路部の工事を推進するとともに、乗換口線橋エレベーター及びエスカレーターを設置する工事に着手します。 ●東街区及び小杉町3丁目中央地区は、権利者調整を進め、早期の権利変換計画認可取得を行います。 	A

施策課題名・施策CD	残された課題・新たな課題・社会環境の変化	平成22年度の取組や今後の方向性	評価区分
中小企業の経営安定 51402000	<ul style="list-style-type: none"> ●昨今の厳しい経済状況が、市内中小企業にも深刻な影響を与えており、経営の安定のため、一層の取組を推進していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急経済対策により、セーフティネットとしての公的融資制度の更なる充実など、必要な措置を講じます。 	B
川崎駅周辺地区の整備 55101000	<ul style="list-style-type: none"> ●北口自由通路等整備は、過年度調査に基づくコスト縮減や工期短縮等とともに、中央北臨時改札の早期整備に向けたJR東日本との協議・調整が課題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●東西連絡歩道橋バリアフリー化及び東口駅前広場再編整備について2010年度(平成22年度)に完成します。 ●北口自由通路等整備は、概略設計を推進し、整備概要を取りまとめます。 	B
新川崎・鹿島田駅周辺地区の整備 55201000	<ul style="list-style-type: none"> ●新川崎地区では、鹿島田跨線歩道橋整備に關し、鉄道敷内工事等の関係機関調整が難航し、完成予定が延伸しました。新川崎・創造のもり第3期事業に関し、科学技術分野の開発競争に対応可能な事業推進が必要です。新川崎A地区企業誘致に關し、未決定区画の対策が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新川崎地区では、都市基盤整備に關し、鹿島田跨線歩道橋等の整備を着実に進めます。新川崎・創造のもり第3期事業に関し、基本計画等を策定し、産学連携共同研究開発拠点の形成に取り組みます。新川崎A地区的企業誘致に關し、募集方法・時期について再検討し、誘致の促進を図ります。 	C

基本政策VI 個性と魅力が輝くまちづくり

[平成22年度の主な取組]

市内の映像資源を活かし、「映像のまち・かわさき」に向けた取組を推進するとともに、映像作品を通じて、本市のイメージアップを図ることとしました。

音楽のまちづくりについては、国内外一流のオーケストラなどの公演やフェスタサマーミューザなどの各種イベントの開催など多彩で良質な音楽を提供することとしました。

スポーツを活用したまちづくりについては、「ホームタウンスポーツ推進パートナー」との協働による取組を推進することとしました。

また、民間主導による観光集客事業を推進するとともに、10月に予定されている羽田空港の国際化に伴う、「(仮称)羽田観光情報センター」の運営など海外からの観光客の集客増加に向けた取組を推進することとしました。

[主な施策課題の評価結果]

施策課題名・施策CD	平成21年度の成果	平成22年度の取組や今後の方向性	評価区分
映像資源の活用 61104000	<ul style="list-style-type: none"> ●「映像のまち・かわさき」推進フォーラムの活動を積極的に支援し、様々な事業を行いました。また、ふるさと基金事業により「かわさき大師映まちキネマハウス」の開設や市の事業PR動画を制作しました。 ●映像制作関係者を中心にホームページや情報誌を活用し情報発信を行うことにより、前年度比3割増の映像作品のロケを誘致しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「映像のまち・かわさき」推進フォーラムの支援を通じ、地域資源を活かしたまちづくりを推進します。 ●ロケ地情報誌やホームページによる情報発信により、本市施設等を活用したロケ地誘致を年間50件実施し、映像作品を通じて本市のイメージアップを図ります。 	A
音楽によるまちづくりの推進 61201000	<ul style="list-style-type: none"> ●「音楽のまち・かわさき」推進協議会により、交流の響き、JFE ふれあいまつりなどの企業などの民間が主体となった事業の実施に連携協力するとともに、横浜開港150周年記念事業等との連携、「アジア交流音楽祭」を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国内外の一流オーケストラによる公演や音楽文化の裾野を広げ将来の聴衆を育てるフェスタサマーミューザ等の多彩な自主事業を展開するとともに、聴衆と演奏家双方に質の高いサービスを提供し、魅力あるホールとしての地位を確立できるよう引き続き指定管理者に対して適切な指導を実施します。 	A
ホームタウンスポーツによる魅力あるまちづくり 61301000	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームタウンスポーツ推進パートナーのホームゲーム(サッカーJリーグ、都市対抗野球、バスケットボール、バレーボール)やアメリカンフットボール公式戦への市民招待を実施しました。 ●川崎フロンターレ後援会会員数が昨年度より約1,500人増え、21,621人となりました。 ●スーパー陸上を等々力陸上競技場で開催し、15,634人の入場者がありました。 ●川崎国際多摩川マラソン、多摩川リバーサイド駅伝に昨年度を上回る13,270人のランナーが参加しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームタウンスポーツ推進パートナーホームゲーム等への市民招待を実施します。 ●川崎フロンターレ後援会会員の増加に向けた取組支援を進めます。 	A

施策課題名・施策CD	残された課題・新たな課題・社会環境の変化	平成22年度の取組や今後の方向性	評価区分
観光・集客型産業の育成 61102000	<ul style="list-style-type: none"> ●民間主導の観光集客事業をさらに推進するため、その調整役である観光協会連合会の運営体制を公募した職員を活用して一層自立的なものにするとともに、今後の事業展開や役割などを明らかにする必要があります。 ●外国人観光客の増加に向けて、外国人観光客向けの情報発信を強化していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●民間主導の観光集客事業推進に向けて、観光協会連合会の機能強化を図るとともに今後の事業展開や役割などを明らかにします。 ●平成22年10月に予定されている羽田空港の国際化に伴い、羽田観光情報センター(仮称)の運営や、外国人観光客向けのパンフレット等の作成等に取り組みます。 	B

基本政策VII 参加と協働による市民自治のまちづくり

[平成 22 年度の主な取組]

地域コミュニティの活性化に向けて、行政として取り組むべき施策をガイドラインとして整理し、市民が地域の課題を自ら解決するための取組を推進することとしました。

また、大学連携などにより、地域人材の多様な能力を活かした協働によるまちづくりを進めるとともに、市民活動センターと連携することにより、市民活動支援機能の充実を図ることとしました。

一方、便利で快適な区役所サービスの提供に向けて、土曜日窓口開設を実施しながら状況を分析するとともに、行政サービスコーナーや連絡所の将来的な機能について検討し、計画策定に向けた取組を推進することとしました。

[主な施策課題の評価結果]

施策課題名・施策CD	平成 21 年度の成果	平成 22 年度の取組や今後の方向性	評価区分
地域コミュニティ施策の推進 71201000	●都市型コミュニティ検討委員会中間報告フォーラムを開催し、報告書の説明と意見交換を実施しました。それらを受けて、地域コミュニティの活性化に向けた仕組みづくりや取組などについて検討を行い、最終報告書を取りまとめました。	●都市型コミュニティ推進事業については最終報告書を受けて行政として取り組むべき施策を整理するため、ガイドラインを作成する予定です。	A
協働型事業の拡充 71203000	●協働推進窓口を設置し府内外からの相談に応じました。市民向け、職員向けの協働型事業のルールの説明会の開催、平成 21 年度協働型事業(87 事業)一覧の公表、協働型事業の事例集作成などルールの周知を図りました。また、協働型事業推進に関する検証について取りまとめました。 ●大学連携推進事業では、協定に基づき講座開催等による連携事業を推進し、新たに慶應義塾大学と基本協定を 11 月に締結しました。	●協働型事業のルール及び協働推進窓口について、周知を図るとともに検証結果をもとに協働型事業の拡充に努めます。第3期実行計画においては、現事業の継続を行うとともに、さらに周知を図る取組を位置付けていくことを想定しています。 ●大学連携推進事業はホームページ等による広報を行い、協定に基づく連携事業の推進を行います。	A
区における市民活動支援の推進 72201000	●区と全市拠点である市民活動センターとの連携を進めるために会議を開催し、支援業務に関する情報交換を行いました。 ●協働推進窓口で協働に関する相談を市民から 12 件、府内から 2 件受け、適切に対応しました。また、協働型事業のルールの説明会を市民向けに 6 回、府内向けに 3 回実施し、ルールの周知を図りました。	●区と全市拠点である市民活動センターとの連携を踏まえて各区の状況に応じた市民活動支援機能の充実を図ります。 ●協働型事業のルール及び協働推進窓口の周知に努めます。第3期実行計画においては、現事業の継続を行うとともに、さらに周知を図る取組を位置付けていくことを想定しています。	A

施策課題名・施策CD	残された課題・新たな課題・社会環境の変化	平成 22 年度の取組や今後の方向性	評価区分
利便性の高い快適な窓口サービスの提供 72301000	●毎月第 2・第 4 土曜日は、利用状況やコスト(年間約 6 千万円)から見て現在の月 2 回、8:30 ~12:30 の実施が妥当であり、また現在人口増加傾向にあることから、利用件数や職員配置数等の検証作業を継続する必要があります。	●毎月第 2・第 4 土曜日窓口開設については、2010 年度も件数や職員出勤状況等を分析しながら、現在の日数・時間により実施していきます。	B
区役所と支所、出張所等の機能分担と効率化 72302000	●行政サービスコーナーと連絡所の将来的な機能については、駅前の便利な場所で行うべき内容について、立地性や経費等の面から実現可能な計画を取りまとめる必要があります。 ●連絡所の将来的な機能についても、地域との関係や歴史的な経過を踏まえながら、慎重な検討が必要です。	●行政サービスコーナーの将来的な機能は、シティセールス機能や実施するサービスの内容について、中長期的な視野に立ちながら計画を策定します。 ●連絡所の将来的な機能は、社会福祉施設との合築等、用地の有効活用も含めて検討し計画策定作業を進めます。	B

4 平成 21 年度施策評価に対する政策評価委員会の検証結果

本市では、評価制度の改善・改良に資することを目的として、行政自らが実施した評価結果について、その評価が客観的かつ公正な評価手法等に基づき実施されているかなどについて審議を行う政策評価委員会を設置しています。

平成 21 年度に実施した施策評価について、政策評価委員会から次のとおり検証結果が示されました。

平成 22 年 8 月

川崎市長 阿 部 孝 夫 様

川崎市政策評価委員会

委員長 高千穂 安長

平成 21 年度施策評価の検証結果について

政策評価委員会では、平成 21 年度の「施策評価」が客観的かつ公正な評価手法に基づき実施されているか、また「評価の結果は市民にとって分かりやすいものとする」という自治基本条例の規定に沿って市民の目線で分かりやすく実施されているか等について検証を行いました。

その結果、全体としては、「施策進行管理・評価票」の記載内容について、新総合計画の適切な進行管理や市民への説明責任を果たしていくという目的に向かって、概ね適正な取組が行われていると認められました。

一方、「施策進行管理・評価票」の記載内容について、分かりやすい記述に改める必要があると思われる事例も一部に見られましたので、改善意見を付しています。

本委員会では、市の評価制度の改善・改良を一層促進するという観点から、別紙のとおり、検証結果及び改善意見を取りまとめましたので、市においては、これを十分尊重した取組を進めていくことを期待します。

政策評価委員会の検証結果は、168 ページから 180 ページのとおりです。

平成 21 年度施策評価の検証結果

平成 22 年 8 月

川崎市政策評価委員会

目 次

はじめに

1 検証の対象及び検証の項目・手法

2 検証の結果及び改善意見

3 今後の課題と取組の方向性

おわりに

はじめに

川崎市は、平成17年3月に市政運営の基本方針として策定した新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」の適切な進行管理を行うため、「川崎再生ACTIONシステム（事務事業総点検及び施策評価）」を活用して「計画・実行・評価・改善（Plan-Do-Check-Action）」のしくみを構築し、地域課題の解決に向けて、施策や事業の効果的、効率的な実施に取り組んでいます。

また、第2期実行計画期間に入り2年度目となった平成21年度においても、こうしたPDCAサイクルのしくみを活かして、社会環境の変化に迅速かつ的確に対応するための取組を推進しています。

本委員会は、こうした市の取組のうち、市自らが行った施策の評価について、「評価の結果は市民にとって分かりやすいものとする」という自治基本条例の規定に沿って、市民の目線で分かりやすい評価が実施されているかという視点から検証を行い、市の評価制度の改善に向けた意見等を付しています。

1 検証の対象及び検証の項目・手法

（1）検証対象とした「施策課題」

本委員会における検証は、市の新総合計画第1期実行計画期間（平成17年度～平成19年度）までは、「重点戦略プラン」に関連のある107の施策課題に限定して実施してきましたが、第2期実行計画期間（平成20年度～平成22年度）となり、本委員会による検証も新たな段階に入ったという考え方から、すべての施策課題を検証の対象としていくこととしています。

具体的には、2か年で全264施策課題を検証することとし、今回の検証では昨年度に検証対象外であった132施策課題（「重点戦略プラン」に関連のある90施策課題及び「重点戦略プラン」に関連のない42施策課題）を対象とすることとしました。

（2）検証の項目と手法

検証は、市の評価結果をまとめた「施策進行管理・評価票（以下「評価票」という。）」について、その記載項目に沿って行い、「目標、課題、概要の妥当性及び分かりやすさ」、「成果説明の妥当性及び分かりやすさ」、「参考指標の妥当性及び分かりやすさ」の3つを検証項目としました。

検証の手法は、3つの検証項目について、あわせて5つのチェックポイントを設け、チェックポイントごとに「良（良好と判断）」、「可（概ね良好と判断）」、「要改善（改善が必要と判断）」の3段階で判定する方式としました。

「要改善」と判定した場合には、その理由（改善意見等）を具体的に示すこととし、また、「良」、「可」と判定した場合についても、市民がより分かりやすく理解しやすい記載方法等の工夫の余地はないかという視点から改善提案ができるものにつ

いては、コメント（改善意見等）をできる限り示すこととしました。

検証項目及びチェックポイントは、図表1のとおりです。また、「良」、「可」、「要改善」の判定基準は、図表2のとおりです。

図表1 検証項目及びチェックポイント

1 「施策の概要」及び「施策の目標」の記述について
検証項目（1）目標、課題、概要の妥当性及び分かりやすさ

チェックポイント①「施策の目標」、「解決すべき課題」、「施策の概要」は具体的かつ分かりやすいか。

チェックポイント②「解決すべき課題」と「施策の目標」の関連性が分かりやすく記述されているか。

「施策の概要」の取組内容によって「施策の目標」とする状態や水準に到達することができるよう記述されているか。

2 「成果の説明」の記述について
検証項目（2）成果説明の妥当性及び分かりやすさ

チェックポイント③「成果説明」は施策課題全体を網羅しており、具体的かつ分かりやすいか。

チェックポイント④「参考指標」を用いた説明が行われているか。

「参考指標」により説明できない場合、それに代わる説明が行われているか。

3 「参考指標」の記述について
検証項目（3）参考指標の妥当性及び分かりやすさ

チェックポイント⑤「参考指標」は成果を説明するものとしてふさわしいか。また、具体的かつ分かりやすいか。

「参考指標」が設定されていない場合、その理由は妥当か。

図表2 「良」、「可」、「要改善」の判定基準

判定区分	判定の考え方
良	<ul style="list-style-type: none"> ●良好と判断される場合 <ul style="list-style-type: none"> ・より分かりやすく説明が行われているもの <ul style="list-style-type: none"> 例えは、「成果の説明」で、単に〇〇をやりましたというアウトプット的な説明だけでなく、さらに踏み込んで、その結果、どのような成果がもたらされたかというアウトカム的な説明まで行われている場合
可	<ul style="list-style-type: none"> ●概ね良好と判断される場合 <ul style="list-style-type: none"> ・市民が理解できる説明がされているもの
要改善	<ul style="list-style-type: none"> ●改善が必要（市民への説明責任が果たされていない）と判断される場合 <ul style="list-style-type: none"> ・市民へ誤ったメッセージを与えるおそれのあるもの ・説明が適正にされていないため、市民が理解しにくいと思われるもの

2 検証の結果及び改善意見

(1) 検証結果の概況

市の全264施策課題のうち、半数にあたる132施策課題のそれぞれについて、2名の委員が3つの検証項目について、あわせて5つのチェックポイントで検証を行いました。

図表3のとおり、5つのチェックポイントについて、「良（良好と判断）」、「可（概ね良好と判断）」と判定されたものが延べ1,163件（構成比88.1%）ありました。

一方、「要改善（改善が必要と判断）」と判定されたものが、延べ157件（同11.9%）あり、これらについては市民の目線に立って、後述する「改善意見等」に沿った評価票の記述の見直しが必要となっています。

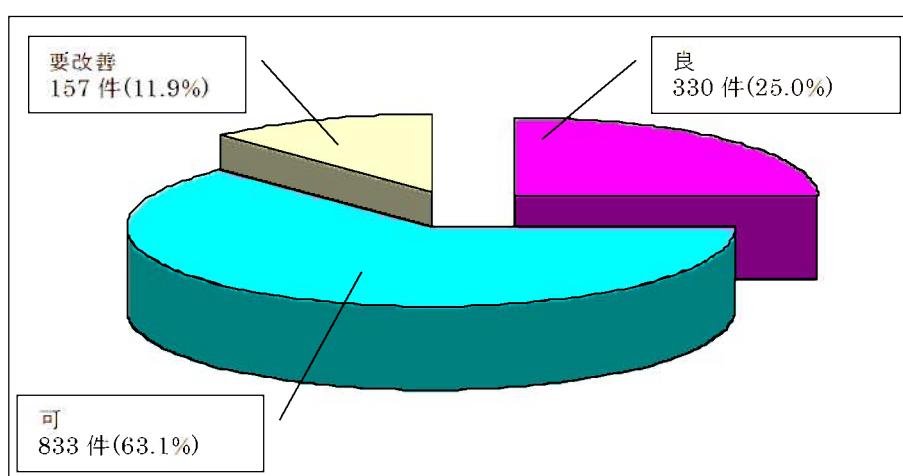
図表3 検証項目・チェックポイント別判定結果分布

(単位：件)

	検証項目(1) 目標の妥当性及び分かりやすさ		検証項目(2) 成果説明の妥当性及び分かりやすさ		検証項目(3) 参考指標の妥当性 及び分かりやすさ	合計
	チェックポイント① 目標等の妥当性等	チェックポイント② 目標・課題等の関連性	チェックポイント③ 成果説明の具体性等	チェックポイント④ 参考指標による成果説明等		
良	75 28.4%	70 26.5%	81 30.7%	62 23.5%	42 15.9%	330 25.0%
	64.4%	62.5%	60.2%	62.1%	66.3%	833 63.1%
可	170 64.4%	165 62.5%	159 60.2%	164 62.1%	175 66.3%	833 63.1%
	7.2%	11.0%	9.1%	14.4%	17.8%	157 11.9%
合計	264 100%	264 100%	264 100%	264 100%	264 100%	(注)1,320 100%

(注)132の施策課題を2名の委員が5つのチェックポイントについて検証したことから、

チェック項目数の母数は、132の施策課題×2名の委員×5つのチェックポイントで、1,320となっています。



なお、本委員会では、評価票の検証にあたり、「要改善」と判定したものだけでなく、「良」、「可」と判定したものについても、評価票の記載内容をより分かりやすくするという視点から、できるだけコメント（改善意見等）を付すこととしました（「改善意見等の内容」は次章に記述）。

改善意見等を付した施策課題の延べ数は全体で514件となっており、検証項目・チェックポイント別の改善意見等の状況を示すと図表4のとおりです。

図表4 検証項目・チェックポイント別の改善意見等の状況

検証項目	チェックポイント	改善意見等の あつた施策課 題の延べ数
(1)目標、課題、 概要の妥当性 及び分かりやすさ	① 「施策の目標」、「解決すべき課題」、「施策の概要」は具体的かつ分かりやすいか。	105
	② 「解決すべき課題」と「施策の目標」との関連性が分かりやすく記述されているか。 「施策の概要」の取組内容によって、「施策の目標」とする状態や水準に到達することが理解できるように記述されているか。	85
	小計	190
(2)成果説明の 妥当性及び分 かりやすさ	③ 「成果説明」は施策課題全体を網羅しており、具体的かつ分かりやすいか。	93
	④ 「参考指標」を用いた説明が行われているか。 「参考指標」により説明できない場合、それに代わる説明が行われているか。	93
	小計	186
(3)参考指標の 妥当性及び分 かりやすさ	⑤ 「参考指標」は成果を説明するものとしてふさわしいか。 また、具体的かつ分かりやすいか。 「参考指標」が設定されていない場合、その理由は妥当か。	138
合計		514

(2) 改善意見等

個々の評価票について、各委員が検証を行った結果、各委員からはさまざまな意見が提示されました。これを検証項目・チェックポイント別の意見と総括的な意見に整理すると、次のとおりです。

ア 検証項目・チェックポイント別の意見

検証項目（1）目標、課題、概要の妥当性及び分かりやすさ

チェックポイント	主な改善意見の要旨
① 「施策の目標」、「解決すべき課題」、「施策の概要」は具体的かつ分かりやすいか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「施策の目標」は、めざすべき姿や状態を具体的に記述すべきである。 ● 計画名や事業名などの行政特有の用語、専門用語や略語を用いているものがあるが、補足の説明が必要である。 ● 「解決すべき課題」、「施策の概要」、「施策の目標」は、具体的な記述とすべきである。
② 「解決すべき課題」と「施策の目標」との関連性が分かりやすく記述されているか。 「施策の概要」の取組内容によって、「施策の目標」とする状態や水準に到達することが理解できるように記述されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「施策の目標」が事業概要になっているものがあるが、目標（目的）と手段は明確に区別すべきである。 ● 課題が具体的でないため、何が問題で、そのため何を実施し、どのようにしたいか明確でないものがある。 まず、課題・現状を分かりやすく具体的にすることで、「施策の概要」、「施策の目標」を整理すると良い。 ● 「解決すべき課題」、「施策の概要」、「施策の目標」が重複した記述となっており、その関連性が、分かりにくいため、しっかり書き分けるべきである。

検証項目（2）成果説明の妥当性及び分かりやすさ

チェックポイント	主な改善意見の要旨
③ 「成果説明」は施策課題全体を網羅しており、具体的かつ分かりやすいか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「施策の目標」と「成果」の関係をより明確に記述すべきである。 ● 「成果」について、「どのような」「どの程度」といった説明が必要である。 ● 成果説明が、アウトプットで説明されている施策課題は、できるだけ定量的なアウトカムで説明できるよう工夫すべきである。
④ 「参考指標」を用いた説明が行われているか。 「参考指標」により説明できない場合、それに代わる説明が行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 設定した「参考指標」をより意識した成果説明を行うべきである。 ● 適切な指標が無ければ、配下の事務事業の指標を追加し、成果について説明することを検討すべき。 ● 「参考指標」は、「何をした」という説明だけではなく、「どのように」「どの程度」かを知るために使用すべきである。

検証項目（3）参考指標の妥当性及び分かりやすさ

チェックポイント	主な改善意見の要旨
⑤「参考指標」は成果を説明するものとしてふさわしいか。また、具体的かつ分かりやすいか。 「参考指標」が設定されていない場合、その理由は妥当か。	<ul style="list-style-type: none">● 「参考指標」をアウトカムで設定することが、困難としているものがあるが、場合によっては、アウトプット指標を設定するなど工夫すべきである。● 「参考指標」の設定の考え方などをもう少し補足して説明した方が良いものがある。● 施策課題、事務事業について、市民から理解を得ようという意識を持って記述すべきである。

イ 総括的な意見

No.	改善意見等の要旨
1	●事業の実施内容は当然の説明であるが、評価は、「妥当性」、「効率性」などの判断をしてもらうためにあるため、アウトカムにとらわれすぎないようにし、アウトプット指標も適宜使用することで、判断材料の提供に努める必要がある。また、アウトプット情報は、事務事業に使用している指標で役立つものがあれば使用することが望まれる。
2	●全体に、事業の必要性や実施状況が分かりやすく説明されている。さらに改善するすれば、施策を通してどのような状態にしたいかを、目標であれば、数値、具体的な状況説明で表現するよう工夫してはどうか。これにより、目標に対して、成果が十分かどうかをチェックし、次年度事業に反映することでP D C Aサイクルを実現することとなる。
3	●施策を取り巻く社会経済状況に対する施策の効果をアウトカムで表現すべきである。例えば、定量指標、具体的な事象などで表現することを工夫すべきである。
4	●課題に対する、施策の概要、目標は、市民が理解できるように具体的な内容を記述すべきである。
5	●短期的に成果が出にくい施策課題については、事業の展開によって新しい産業が創出されたか、新しい事業展開が生まれたといった事例を紹介するなど、定性的な成果説明が必要となる。
6	●参考指標について、毎年の計画値の根拠や、実績値の増減に対する背景の説明があった方がより説得力がある。
7	●施策評価であるから事務事業に設定された指標は使えないというスタンスではなく、施策課題の目標達成に向けた活動や取り巻く状況などについて理解してもらうため、適宜説明に盛り込むなどの工夫が必要である。
8	●施策課題の中には、市民にとって、馴染みのない言葉や文章表現がやや難解な記述のものがある。これらについては、補足説明を加えるなど工夫すべきである。

3 今後の課題と取組の方向性

市の評価制度である「川崎再生 A C T I O N システム（事務事業総点検及び施策評価）」は、新総合計画の進行管理や市民への説明責任を果たしていくためのツールとして活用されてきました。市においては、全ての施策・事務事業を対象として、目標等の実現に向けた問題・課題を整理し、予算編成や組織整備・人員配置計画の策定に反映させるなど活用を図っており、これについては、本委員会においても、自治体における先駆的な取組として、高く評価しているところです。

市では、この評価制度をより効果的に実施していくため、本委員会から示された意見なども踏まえて、新総合計画第2期実行計画期間の2年度目である平成21年度においては、評価制度の改善に向けた府内会議の開催、「施策進行管理・評価票」の改善、「評価票作成マニュアル」の充実、職員意識調査の実施など、様々な取組を進めており、新総合計画の適切な進行管理や市民への説明責任を果たしていくという目的に向かって、概ね適正な取組が行われていると考えます。

一方で、さまざまな取組が行われたにもかかわらず、一部の評価票の記述について、市民への説明責任を果たすためには、説明内容の補足や工夫が必要と思われる記述が見受けられました。

本委員会としては、今回の検証結果を踏まえて、市の評価制度の改善・改良に向けて、市の取組を一層促進していくという観点から、今後の課題や取組の方向性について、次のとおり、意見をまとめました。

（1）指標を用いた評価の一層の推進

市が行う施策評価において、施策の成果を説明する場合、アウトカム（実施した結果、どうなったか）を示す指標を用いて具体的に説明することが、市民にとって分かりやすい評価につながります。

しかしながら、「施策進行管理・評価票」における参考指標の設定率は、毎年着実に向上しているところですが、指標によりアウトカムを示すことが困難であるという施策も少なからず見られます。

そのため、今後も、アウトカム指標の設定を一層推進するとともに、指標の設定が困難な施策については、アウトプット（実施した内容）を示す指標を適宜使用することを推進していくことも必要であると考えます。

については、本委員会からの改善意見等で示された指標や事務事業総点検で使用している指標などを用いた評価の一層の推進を期待しています。

（2）検証結果の情報共有の推進

本委員会の検証結果は、市が実施した施策評価の結果について、「市民にとって分かりやすい評価になっているか」について検証を行い、その結果を示すことにより、

市の評価制度の改善・改良に資することをめざしています。

今年度の検証結果についても、一部の評価票で、行政用語や専門用語等の使用や文章表現などにより、記述内容の分かりにくさ、施策の課題、概要、目標の具体性、関連性に関する内容の改善意見等が寄せられています。

については、検証結果及び改善意見等について、さまざまな機会や手法を用いて全庁的に情報の共有化を図り、「公正かつ透明性の高い市政運営と市民への説明責任を果たすこと」とした評価の目的に沿って、職員の評価制度に対する意識や取組姿勢の一層の向上を期待しています。

(3) 改善意見のフィードバックによる適正な評価の推進

本委員会では、昨年に引き続き 132 施策課題の評価結果について検証を実施したことにより、2か年で全264 施策課題の検証を行いました。

昨年度の検証結果において、意見を付したとおり、今年度においても、施策課題ごとに改善意見等をまとめた評価チェックシートを所管局へフィードバックし、すべての改善意見等について、その対応や考え方を整理し、課題や問題点の改善・改良を進めてレベルアップを図ることで、平成22年度の施策評価に取り組むことにより、自治基本条例で定めている「評価の結果は市民にとって分かりやすいものとする」を一層推進する必要があると考えます。

おわりに

本委員会も、昨年10月から第3期委員の任期となり、これまでの検証の考え方である「市民にとって分かりやすい評価」という視点で、引き続き検証を行い、市の評価制度の改善・改良に向けた意見等を付しています。

検証対象は、市の新総合計画が第2期実行計画期間となり、本委員会による検証も新たな段階に入ったという考え方から、2か年で全264施策課題を検証することとし、本年度の検証ですべての施策課題について検証を終えたところです。

参考指標の設定率が、毎年着実に向上していることや、記述内容が全体的に具体的で分かりやすくなってきた一方、一部の評価票で、アウトカムを意識した参考指標の設定が必要なことや、記述に具体性が必要なことなどについて、改善意見を付しました。

市は、本委員会の検証結果を充分反映し、市民に対し説明責任を果たすという自治基本条例の目的に向けて取組を推進し、来年度に実施する第2期実行計画の計画期間最終年度の評価にあたっては、さらなる改善が図れることを望みます。

また、本委員会としては、平成23年度からの第3期実行計画の計画期間に向けて、今後もこれまでの取組を継承・発展させることはもとより、市の事業の効果的・効率的な進行管理に向けて、評価制度のさらなる改良・改善に貢献していくことができればと考えます。

市政を取り巻く社会経済状況は、依然として厳しいところですが、P D C Aサイクルのしくみにより、効果的な施策執行と課題解決を図ることで、市のまちづくりの基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」を実現していかれることを期待します。

新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」

第 2 期 実 行 計 画

平成 21 年度実施結果

平成 22 年 8 月発行

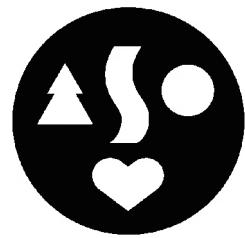
問い合わせ先

川崎市総合企画局都市経営部企画調整課

T E L 044-200-2164・2037

F A X 044-200-3798

E-mail 20kityo@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY

川崎市